

中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 12 月 28 日

27 中福子第 2058 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、常勤保育士等職員のために補助対象施設の借上げを行う事業者に対し、借上げに係る費用の一部を補助することにより、待機児童解消に必要な保育士等職員の人材確保及び離職防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等 中央区の区域内に存する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、東京都認証保育所事業実施要綱(平成 13 年 5 月 7 日 12 福子推第 1157 号)に基づく認証保育所、中央区家庭的保育等事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 10 月中央区条例第 24 号。以下「条例」という。)第 27 条に規定する小規模保育事業を行う事業所、条例第 37 条に規定する居宅訪問型保育事業を行う事業者及び条例第 42 条に規定する事業所内保育事業を行う事業所(国及び地方公共団体以外のものが運営するものに限る。)をいう。

(2) 常勤保育士等職員 保育施設等の保育士及び施設長、保育補助者、調理員、看護師等(経営に携わる法人の役員を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 5 条第 1 項第 1 号の 3 により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、同号により明示された従事すべき業務が保育であること。

イ 勤務日数が月 20 日以上であり、かつ、1 日の勤務時間数が 6 時間以上の勤務であること。

ウ 保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

(3) 補助対象施設 事業者が常勤保育士等職員の宿舍として借り上げ、常勤保育士等職員が居住している施設(中央区借上住宅条例(平成 5 年 12 月中央区条例第 33 号)第 2 条第 3 号に規定する社宅利用型借上住宅(以下「社宅利用型借上住宅」という。)を含む。)をいう。

(補助事業の内容)

第 3 条 区長は、保育施設等を運営する者(以下「運営者」という。)による常勤保育士等職員用の宿舍(運営者、運営者の親族等が所有するものを除く。)としての使用を支援するために、費用の一部を補助するものとする。

(補助金交付対象者)

第 4 条 補助金交付対象者は、運営者のうち、次条に定める常勤保育士等職員を雇用し、その就業継続に努めるとともに、補助対象施設を借り上げ、これに当該職員を居住させているもの(以下「事業者」という。)とする。

(補助の要件となる常勤保育士等職員)

第 5 条 補助の要件となる常勤保育士等職員(以下「補助要件職員」という。)は、保育施設等に勤務し、かつ、補助対象施設に入居している者(事業者に雇用された日の属する会計年度の 4 月 1 日から起算して、雇用期間が 10 年以内の者に限る。)とする。ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に事業

者が借り上げる補助対象施設に入居している者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助要件職員としないものとする。

- (1) 第8条に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）の対象となった補助要件職員のうち、当該交付決定を受けた際の補助対象施設を、特段の事情なく退居した者
- (2) 事業者から住居手当等を支給されている者又は住居手当等を支給されている同居者がいる者
（補助金交付額）

第6条 補助金の交付額は、別表第1に定める方法により算出した額（1,000円未満の端数はこれを切り捨てる。）とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める日までに、別記第1号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、区長に申請するものとする。

- (1) 別記第2号様式による保育士等職員宿舍借上支援事業計画書
- (2) 別記第2号の2様式による保育士等職員宿舍借上支援事業収支予算書
- (3) 別記第3号様式による保育士等職員宿舍借上支援事業本人負担額確認書
- (4) 別記第4号様式による雇用証明書
- (5) 賃貸借契約書の写し（事業者と貸主との間におけるもの）
- (6) 入居契約書等の写し（事業者と入居者との間におけるもの）
- (7) 住民票の写し
- (8) 保育士証、看護師免許証等の写しその他資格の分かるもの（資格を要しないものは、職名の分かるもの）
- (9) 給与規程（住居手当等の内容が分かるもの）

（交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による補助金の申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、別記第5号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付決定通知書により、交付を不適当と認めるときは、別記第6号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助条件）

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときには、別表第2に定める補助条件（以下「補助条件」という。）を付するものとする。

（変更申請）

第10条 交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、第7条に規定する申請書及び添付書類の内容を変更する場合は、別記第7号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付変更申請書（以下「変更申請書」という。）に当該添付書類のうち必要な書類を添付して、速やかに提出するものとする。

（交付変更決定）

第11条 前条の規定による変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは、別記第8号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付変更決定通知書により、変更を不適当と認めるときは、別記第9号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付変更却下通知書により交付決定事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項に規定する交付変更の決定をするときには、補助条件を付することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 区長は、交付決定をした場合において、別表第2の8の(1)のアからウまでに掲げる事由により、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消したときは、別記第10号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定事業者は、交付決定に係る第3条に規定する補助事業（以下「補助事業」という。）若しくは会計年度が終了したとき、又は別表第2の2の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、別記第11号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、区長に報告するものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、実績報告書の提出は、交付決定に係る会計年度内の四半期ごととすることができる。

- (1) 別記第11号の2様式による保育士等職員宿舍借上支援事業実績報告書
- (2) 別記第11号の3様式による保育士等職員宿舍借上支援事業収支決算書
- (3) 住民票の写し
- (4) 給与明細書の写し（本人及び同居者全員のもの）
- (5) 社宅利用型借上住宅に係る使用料の領収書の写し又は物件借上げに係る経費支払書（領収書等）の写し

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の使途が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第12号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付額確定通知書（以下「交付額確定通知書」という。）により交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 交付決定事業者は、交付額確定通知書による通知を受けたときは、別記第13号様式による中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付請求書により補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付要綱別表第23、4及び15の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改定前の中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区保育士等職員宿舍借上支援事業補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。